

令和8年度静岡県スクールソーシャルワーカー登録者の募集について

静岡県教育委員会

1 適性・資格等

- (1) 社会福祉士、精神保健福祉士その他の福祉に関する専門的な資格を有する者
- (2) 福祉及び教育の分野において専門的な知識・技術を有する者
- (3) 福祉及び教育の分野において活動経験等の実績がある者のうち、下記4(2)に掲げる職務内容を適切に遂行でき、4(3)及び(4)に示す各種会合に出席できる者

2 令和8年度任用予定人数

再度の任用者を含め50人程度

3 勤務場所

静岡県内（政令指定都市を除く。）の市町立小・中学校、義務教育学校及び県立ふじのくに中学校（磐田本校、三島教室）

4 静岡県スクールソーシャルワーカー活用事業の内容

(1) 目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、教育分野に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援するスクールソーシャルワーカーを各市町に配置し、教育相談体制の整備・充実を図る。

(2) 職務内容

スクールソーシャルワーカーは、静岡県教育委員会、市町教育委員会及び実際に業務を行う学校の校長の指揮監督の下、事業計画及び要請に基づき、次に掲げる業務を行う。

ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け

イ 問題を抱える児童生徒への必要に応じた支援

ウ 関係機関等とのネットワークの構築、連携及び調整

エ 学校内におけるチーム体制の構築及び支援

オ 保護者、教職員等に対する支援、相談、情報提供

カ 教職員等への研修活動等

キ 県教育委員会、市町教育委員会、実際に業務を行う学校の校長が要請する児童生徒への支援に関する業務

ク その他市町教育委員会又は派遣された学校の校長が必要と認める業務

ケ 県が主催する研修及びスーパービジョンへの参加

(3) 連絡協議会及びスキルアップ研修会の実施

事業の共通理解を図り、関係者の資質の向上を図ることを目的とし、本事業に係る連絡協議会（4月中旬）、スキルアップ研修会（年間3回程度）を実施する。各種会合への出席を原則とする。実施予定日については、連絡協議会で通知する。

(4) グループスーパービジョンの実施

令和8年度任用の時点で、県任用期間が1年目から3年目までの者に対し、スーパービジョンを実施する。対象者の出席は原則とする。オンライン（Zoomを想定している）でのグループスーパービジョンを想定しており、事前と事後に提出

物を求める。実施予定日については、連絡協議会で通知する。

なお、対象者を県任用期間が長い者への拡充を検討中であるため、実施が決定した場合には、連絡協議会で通知する。

5 勤務時間

基本的に「1日6時間以内、週1～4日程度」を予定

6 報酬及び旅費

(1) 報酬額については、静岡県教育委員会告示により定める。

(令和7年度は、社会福祉士、精神保健福祉士の資格保有者は時給3,000円、それ以外の方は時給1,500円)

(2) 旅費については、自宅を起点とした実費相当額を支給する。

7 申込手続

(1) 電子申請による申込み

※電子申請が不可能な場合は、問い合わせること

※専用フォームに入力し、送信すること

専用フォームURL

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSetLSJakVRvZKjJ-eBsAMstt-ygcEy0lizey_7GupWGhhyeiw/viewform?usp=header



(2) 提出するもの

ア 履歴書 (A4サイズ1枚)

ホームページ内の指定用紙を印刷し、記入する。

イ 選考結果返信用の封筒

長形3号封筒に110円切手を貼り、表に申請者の住所、氏名を記載する。

ウ 資格を証明する資料のコピー (新規登録の方のみ)

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格

※資格を取得していない方の提出は不要

(3) 提出方法及び提出先

上記(2)ア～ウを封筒に入れ、郵送又は直接来庁により提出すること。

(郵送の場合)

特定記録郵便等による方法を推奨している。郵便事故等により届かない場合で、郵便物を差し出した記録が確認できない場合は、原則として受け付けない。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会義務教育課指導班 SSW活用事業担当 宛

※「SSW履歴書」と朱書きで記載すること。

(直接来庁する場合)

静岡県庁西館7階義務教育課

※受付時間は、平日午前9時から午後4時までとする。

(4) 受付期間

令和7年10月17日（金）～令和7年11月7日（金）

- ・電子申請については、令和7年11月7日（金）までに申請があったものを有効とする。
 - ・提出物については、令和7年11月7日（金）の消印のあるものまで有効とする。
- ※どちらについても、受付期間以降の申請は無効となるため、注意すること。

(5) その他

提出した情報については、静岡県内市町教育委員会と共有をする。情報提供を了承した上で提出すること。

8 県スクールソーシャルワーカーとしての登録

- (1) 原則として、7の登録申込手続を完了した者はすべて静岡県スクールソーシャルワーカー登録者となる。（ただし、適性・資格等の条件に満たない者は登録対象外になることがある）
- (2) 登録期間は1年間とする。
- (3) 登録を行った後、諸事情により辞退する場合は、静岡県教育委員会義務教育課へ連絡する。

9 新規登録者及び県任用期間が3年経過した者の面接の日程

＜新規登録者＞

実施日及び実施場所 令和7年12月19日（金）
静岡県庁別館9階第2会議室・第3会議室
（静岡市葵区迫手町9番6号）

※時間等の詳細については、該当する個人宛に後日郵送する。

＜県任用期間が3年を経過した者＞

実施日及び実施場所
【静東教育事務所管内】令和7年12月10日（水）
静岡県東部総合庁舎
（沼津市高島本町1番3号）
【静西教育事務所管内】令和7年12月8日（月）
静岡県総合教育センター
（掛川市富部456番地）

※時間等の詳細については、該当する個人宛に後日郵送する。

10 任用者の決定

- (1) 登録者の中から、静岡県教育委員会と市町教育委員会で協議の上、任用者を決定する。
- (2) 任用については、3月中旬を目処に通知する。通知内容は次のア・イのいずれ

かである。

ア 令和8年度スクールソーシャルワーカーとして任用する。

イ 令和8年度スクールソーシャルワーカー待機者（欠員が生じた場合の任用候補者）とする。

(3) 任用者は、静岡県教育委員会に「健康診断書（今年度受診したもの）」を提出する。提出方法等については後日連絡する。

(4) 「健康診断書」により、児童生徒の相談支援活動をする上で問題が判明した場合は、登録対象外とする。

(5) 年度途中に欠員が生じた場合は、静岡県教育委員会と市町教育委員会で協議の上、待機者の中から新たな任用者を決定する。

11 その他

(1) 静岡県ホームページに掲載の「スクールソーシャルワーカー効果的活用のためのQ & A」及び「静岡県スクールソーシャルワーカー初動ステップ」で静岡県のスクールソーシャルワーカーの職務内容等について理解した上で、申込手続きを行うこと。

掲載先URL

<https://www.pref.shizuoka.jp/kodomokyoiku/school/kyoiku/1003777/1003759/1003885/1052566.html>



(2) 申込み等に関するお問い合わせ先

静岡県教育委員会義務教育課 【電話】 054-221-3106